

--- 貸借約款 ---

貸主は、この約款に定めるところにより、貸渡自転車（「レンタル自転車」という。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人は借り受けるものとする。

この約款に定めない事項については、法令または一般取引慣習によるものとする。

貸渡契約は、貸主が貸出料金を受領し、借受人にレンタル自転車を引き渡した時に成立するものとする。

第1条 借受人は、レンタル自転車貸し渡しを受けるに際し、レンタル自転車の点検整備並びに車体外観および付属品の検査を行い、整備不良等がないことを確認して借り受けるものとする。

第2条 借受人が死亡した場合、借受人に後遺障害、その他障害が生じた場合、借受人（死亡の場合は借受人の相続人）は貸主及び貸主の従業員に対し損害賠償請求するとはできないものとする。

第3条 借受人は貸出期間中、その責任でレンタル自転車の修理を行い、貸主に返却するまで、善良な管理者の注意義務を持って管理するものとする。

第4条 借受人は、借受人のケガ、賠償、自転車に対する保険に貸主が加入していないことを確認のうえ借り受けるものとする。

第5条 借受人は、貸出期間中、以下の行為を行ってはならないものとする。

- ① 無謀運転・酒気帯び運転・その他交通規則に違反する行為。
- ② 危険個所・不適當な場所での使用。
- ③ 歩行者等の通行障害となるような行為。
- ④ レンタル自転車の構造・装置等の改造及び変更
- ⑤ 借受人以外の者に使用させるとこ、転貸。
- ⑥ レースなど競技会への出場（競技会ではないサイクルイベントは除く）。

第6条 借受人は、レンタル自転車の貸出期間内に返却し、レンタル自転車の引き渡しを受けた時に確認したと同じ状態で、レンタル自転車を返却するものとする。

第7条 貸出期間中にレンタル自転車の異常または故障が発生した場合、借受人はその責任で修理するものとする。借受人の故意または過失による異常、故障により貸主が代替の提供を行った場合、レンタル自転車の引き取り及び修理に要する費用を借受人が負担するものとする。

引取料：3 km まで 3,300 円（税込）、それ以降 1 km ごとに 550 円（税込）

第8条 借受人の故意または過失により事故が発生し、レンタル自転車に修理等が必要となった場合、借受人は貸主が同レンタル自転車をレンタル自転車の用に供せない期間の以下の休業補償費用を支払うものとする。

休業補償費用：対象自転車の3日分のレンタル代金

第9条 貸出期間中に万一事故が生じた場合、借受人は次のとおり処置をとるものとする。

- ① 負傷者の保護
- ② 道路における危険防止
- ③ 必要であれば、警察、救急車への連絡
- ④ 相手がいる場合は、相手先の名前、住所、電話番号、（車の場合はナンバー）
- ⑤ 貸主への連絡

第10条 貸主は、借受人が貸出期間中に次の各号の1つに該当した時は、何らの通知及び勧告をすることなく、貸渡契約を解除し、直ちにレンタル自転車の返却を請求することができるものとする。この場合には、貸主は受領した貸出料金を返還しないものとする。

- ① 本契約に違反したとき
- ② 借受人の責めに帰すべき事由により事故を起こした時
- ③ 第11条の事項に該当することとなったとき

第11条 貸主は、借受人が次の各号の1つに該当する場合には貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。

- ① 貸渡しをする際に、本人確認できる身分証明書の提示がない場合
- ② 申込時定めた運転者とレンタル自転車の借受人が異なる場合。
- ③ 過去の貸渡しについて、貸出料金の支払いを滞納している場合。
- ④ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会勢力に属していると認められるとき。
- ⑤ レンタル自転車の貸出期間が雨天等の悪天候もしくはそれらが予測され、貸主が適当ではないと認めたとき。
- ⑥ その他、貸主が適当でないと認めたとき。

第12条 借受人は、貸出期間が満了したにもかかわらず、貸主にレンタル自転車を返還しない場合は、変更後の貸出期間に対応する貸出料金を支払うものとする。

第13条 借受人が18歳未満の場合は保護者同行のもと利用することを認めるものとする。

第14条 貸出料金は別紙に定めるところになります。